コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Tokyu Construction Co., Ltd.
最終更新日：2015年6月30日
東急建設株式会社
代表取締役社長　飯塚　恒生
問合せ先：経営企画部広報グループ　03-5466-5016
証券コード：1720
http://www.tokyu-cnst.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営理念のなかに「挑戦する経営」、「公正で開かれた経営」を掲げております。「挑戦する経営」とは、常に時代の流れを予見しながら新しい建設業を探求し、変革へ挑戦していくことであり、収益にこだわり、投資家の皆様の満足を高めることを念頭に、経営システムを不断に革新していくことです。また「公正で開かれた経営」とは、コンプライアンスに則った経営を行うことを前提に、投資家の皆様やお客様、更には社員にとって生きた情報を適宜開示していくことです。それによってスピーディーな意思決定と責任体制の明確化、活気に満ちた風土を実現していきます。
当社は、経営理念に基づき持続的に発展していくための経営システムを確立し、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
東京急行電鉄株式会社	15,362,777	14.40
三井住友信託銀行株式会社	5,013,800	4.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,421,350	4.14
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託大成建設口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	4,000,000	3.75
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,821,714	3.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,808,500	3.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・東京急行電鉄株式会社退職給付信託口）	3,520,000	3.30
清水建設株式会社	3,000,000	2.81
三井住友海上火災保険株式会社	2,500,000	2.34
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,326,380	2.18

支配株主（親会社を除く）の有無　―――

親会社の有無　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　東京 第一部

決算期　3 月

業種　建設業

直前事業年度末における（連結）従業員数　1000人以上

直前事業年度における（連結）売上高　1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、東急グループの一員として、東京急行電鉄株式会社を中心とするグループ経営に参画し、東急グループ各社との協力関係のもと東急グループおよび当社グループの企業価値とブランド価値の向上を目指し、経営上の独立性を保ちながら事業を遂行しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大塚　弘	他の会社の出身者				○				○			
高橋　和夫	他の会社の出身者		○	○	○	○			○			
久保田　豊	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大塚　弘	○	2004年6月まで京成電鉄株式会社の代表取締役社長であり（現在は、同社相談役であります）、当社は同社との間に建設工事の受注等の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識および鉄道事業に精通した立場からの意見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しているものであり、また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
高橋　和夫		―――	経営者としての豊富な経験と幅広い見識および鉄道事業に精通した立場からのご意見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任するものであります。
		相模鉄道株式会社（現・相鉄ホールディングス株式会社）の元常務取締役であり2005年6月まで同社の取締役でありました。当社は相鉄ホールディングス株式会社の	経営者としての豊富な経験と幅広い見識および鉄道事業や建設事業に精通した立場からのご意見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任するものであります。ま

久保田　豊	○	子会社との間に建設工事の受注等の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	た、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、年度監査計画書に基づく内部監査を内部統制推進室が実施している。内部監査の結果については、経営者に報告し、監査役監査の効果的な実施に資するよう、監査役と緊密な連携を保っている。監査役と会計監査人とは、監査体制、監査計画、監査実施状況等について定期的に会合を持つほか、適宜意見・情報の交換を行い、監査機能の実効性を高めるため、相互に連携強化を図っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
齋藤　晴太郎	弁護士				○				○					
岩田　哲夫	他の会社の出身者		○	○	○				○					
恩田　勲	公認会計士					○			○					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤　晴太郎	○	弁護士であり、当社は同氏の法律事務所に弁護士報酬等の支払いがありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと	弁護士としての専門的な見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任しているものであります。同氏は、弁護士としての専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果につい

		判断されることから、概要の記載を省略します。	て必要な発言を行っております。こうした同氏の経営陣から独立した弁護士としての見地による活動状況から、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
岩田　哲夫	○	2007年6月まで、当社の主要取引銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行の常務執行役員でありました。なお、当社は複数の金融機関と取引をしており、同行からの借入額が当社の借入額全体に占める割合は特に大きいものではなく(2015年3月末時点の同行からの借入残高は、1,741百万円)、同行が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはありません。	金融機関における豊富な経験と経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任しているものであります。同氏は当社の主要取引銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行の常務執行役員でありましたが、2007年6月に同職を退任しており、2008年6月の当社監査役就任時には既に同行の意思に影響される立場にはなく、就任以降も同行との関係は一切ないことから、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
恩田　勲		―――	公認会計士および税理士としての専門的な見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任しているものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

該当項目に関する補足説明

制度については、検討段階であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期において当社の取締役および監査役に支払った報酬の額は、取締役に対し153百万円(うち社外取締役6百万円)、監査役に対し33百万円(うち社外監査役9百万円)であります。なお、この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与を含む)は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額は、役位、業務執行状況および従業員の給与水準、当社の定める一定の基準により決定している。取締役の報酬額については平成20年6月25日開催の第5回定時株主総会において、取締役の報酬額を「年額360百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く)」と決議している。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、緊急性、重要性を勘案して取締役会議案の事前説明を実施するなど、情報の伝達および共有を図る体制をとっております。社外監査役に対しては、監査役事務局に専任スタッフを配置し、取締役会議案の事前説明を実施するなど、情報の伝達および共有を図る体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は監査役制度と執行役員制度を採用しております。
【取締役会】
当社の取締役会は、取締役10名（社外取締役3名、うち2名が独立役員）で構成され、取締役は各事業年度の経営責任を明確にするとともに経営体制を機動的に構築するため、任期を1年としております。また社外取締役は経営者としての豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見表明を適宜行うなど、取締役の業務執行の適法性を確保するための強力なけん制機能を発揮しております。
【執行役員】
業務執行における意思決定の迅速化および部門機能の強化を図るため、取締役会は専任の執行役員24名を選任しており、任期は取締役と同様に1年としております。
【経営会議の設置】
重要な経営方針や経営課題については、代表取締役を中心に7名からなる経営会議（平成26年度は42回開催）を適宜開催することにより、意思決定の迅速化を図っております。
【監査役会および監査役】
当社の監査役会は、監査役5名（社外監査役3名、うち2名が独立役員）で構成されております。また社外監査役には専門的見識をもった弁護士および公認会計士を招聘し、コンプライアンス経営に則した業務監査機能の強化を図っております。各監査役は、職務の分担等に従い、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会や重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧を行うほか、担当部門等へ業務執行状況について聴取・調査を実施し、必要に応じ子会社等から事業の報告を受けるなど取締役の業務執行を監査し、その結果について取締役へ監査報告を行うこととしております。また、監査役の職務を補助するため、監査役事務局に専任スタッフを配置しております。
【会計監査人】
平成25年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、伊藤栄司氏、松尾浩明氏の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他14名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しており、社外取締役は経営者としての豊富な知見と経験に基づき取締役会の議案の審議に必要な意見表明を行うなど、取締役の業務執行の適法性を確保するための強力なけん制機能を発揮しております。社外監査役は、各人の豊富な知見と経験に基づき取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに監査役会において重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。以上の体制により、経営監視機能の客観性および中立性が確保されているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	6月24日の株主総会に対し、5日に発送（19日前）
集中日を回避した株主総会の設定	6月24日に開催（集中日2日前）

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて公開	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家等向けに年2回説明会を実施して経営状況を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報等の適時開示資料、経営計画、業績推移、招集通知、IRカレンダー他	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「東急グループコンプライアンス指針」に則り、「コンプライアンス規範」を制定し、投資家、お客様、従業員などのステークホルダーを尊重した業務遂行や適時・適切・公正な情報開示等に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、快適な地球環境の保全に全力をあげて努めることを基本理念とした環境憲章を定め、建設廃棄物の発生抑制とリサイクル、省エネルギー、省資源などに取り組み、環境の継続的な改善を実施しております。具体的な取り組みにつきましては、CSR報告書（http://www.tokyu-cnst.co.jp/csr/index.html）をご覧ください。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務執行における意思決定の迅速化および部門機能の強化を図るため、執行役員制度を採用しております。専任の執行役員は24名であり、任期は、取締役と同様に1年としております。また、重要な経営方針や経営課題については、代表取締役を中心に取締役7名からなる経営会議を適宜開催することにより、意思決定の迅速化を図っております。
当社では、コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティーに係るリスク管理については、各関連部門において規程の整備等の対応を図り、また、工事受注、不動産取引に係るリスクを回避するため、各々組織横断的な仕組みとして「本社リスク管理協議会」、「不動産取引審査会」を設け、リスクの事前検証・モニタリングを行っております。なお、リスク管理の状況等については、業務執行全般の報告・協議機関として定期的に開催される「支店長会議」においても協議・検討事項としております。
また、平成18年4月に施行された「公益通報者保護法」を受けて「コンプライアンス相談・通報規程」を制定し、社内および社外に相談・通報専用の窓口設置等により、内部通報制度を活用した内部チェック機能の強化を図るとともに、重大なコンプライアンス違反事案については改善・再発防止の徹底と合わせて、経営者に報告することとしております。
なお、内部統制機能の強化を図り、コンプライアンスの更なる推進のため、内部統制専任部署である「内部統制推進室」を設置しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社では、内部統制システムの基本方針に「コンプライアンス規範」の周知徹底を規定し、反社会的勢力による不当要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し、反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断する旨を定めております。

□反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
当社では、反社会的勢力に対しては「三ない主義（金を出さない・利用しない・恐れない）」を基本として、法的な判断を前提とし、個々の案件の内容に応じて適切な解決を図るよう努めております。具体的な整備状況は以下の通りです。
⑴対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
反社会的勢力による不当要求などが発生した場合、当該部門からの情報は既定の通報ルートに従って本社の総務および法務担当部門へと伝達され、対策や情報の共有化など、組織的に対応する体制としております。
⑵外部の専門機関との連携状況
所轄の警察署担当者との緊密な連携を中心とする反社会的勢力遮断のための連絡・通報体制を確立しております。
⑶反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
暴力団追放運動推進都民センター主催の講習会などに積極的に参加して反社会的勢力の活動や対策に関する情報の収集に努めることにより、本社および各支店の総務部門における最新情報の保有と現業部門への情報提供を行っております。
⑷対応マニュアルの整備状況
当社では「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、あらゆる取引に際して、相手先が反社会的勢力ではないことを確認するとともに、「不当要求に対する対応マニュアル」を整備し、反社会的勢力の徹底的な排除に取り組んでおります。
⑸研修活動の実施状況
所轄警察署の指導・協力を得て、反社会的勢力の遮断をテーマとした全社レベルの講習会を開催するとともに、最新法令の解説や最新事例の紹介を目的とした個別研修会を継続的に実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
当社は、「公正で開かれた経営」を経営理念のなかに掲げ、コンプライアンスに則り、投資家の皆様やお客様、取引先、従業員など様々なステークホルダーにとって有意義な情報を、適時に情報開示できるように努めております。当社は、持続的に発展していくための経営システムを整備して、経営の透明性と内部統制機能の充実を図っております。
(1)重要事実の把握・報告について
当社および子会社において適時開示の対象となる各種会社情報については、各本部、広域支店または子会社等にて把握され、管理本部の所管部署に報告され、所管部署を通じて情報取扱責任者である担当取締役に報告されます。
(2)重要事実の適時開示について
情報取扱責任者は開示担当部署である経営企画部と情報内容と開示判断について協議、検討のうえ、発生事実については経営者確認のうえ速やかに、決定事実、決算情報については会社意思決定機関の審議を経て、東京証券取引所へ会社開示情報の登録手続きを取ります。
また、開示情報の内容に応じて報道機関や会社ホームページを通じて情報公開いたします。
(3)情報管理とコンプライアンスについて
各種会社情報については、当社情報管理規程に基づいて情報管理を行うとともに、株券等の売買規制を実施しております。
なお、開示資料は、必要に応じて弁護士、会計監査人等の第三者からの助言、指導を受けて作成しております。

